

避難所の確保と質の向上に関する検討会（第3回） 議事録

日 時：平成27年12月16日（水）14:00～16:00

場 所：TKP ガーデンシティ永田町カンファレンスルーム3F

出席者：矢守座長 伊藤、嶋津、田村、寺尾、中西、中村、西島、長谷川、各委員
河本課長補佐（広島市危機管理室災害予防課）

内閣府（防災）：緒方審議官、中村参事官、塩満、太田、前田

事務局（社会システム㈱）：高光、市原

議事録：

○中村参事官

これから第3回の避難所の確保と質の向上に関する検討会を開催させていただきます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず資料のご紹介ですが、次第の下の方に書いてありますとおり、全部で8種類あります。資料の1～7、それから参考資料として、本日検討状況のご報告等もございますので、審議の発端を確認するため、第1回検討会時の配布資料をつけております。ご審議の過程で不備など見つかりましたら事務局の方にお知らせいただければと思います。

では、ここからのご進行につきましては、座長の矢守先生にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○矢守座長

京都大学の矢守と申します。よろしくお願いいたします。本日もお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。初めに、今回初めてご出席いただきます委員の方がいらっしゃると思いますので、一言ずつご挨拶を頂戴できればと思います。

○伊藤委員

皆さんこんにちは。本日初めて出席させていただきます、大阪府立大学の伊藤嘉余子と申します。専門としている領域が社会福祉学で、その中でもこども家庭福祉を専門としておりますので、障害のある人、妊産婦、乳幼児、子どもたち等の福祉という観点からお役に立てたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○寺尾委員

全国社会福祉協議会の寺尾でございます。よろしくお願いいたします。

○矢守座長

ありがとうございます。それから、今日は事務局として緒方審議官にもご出席いただい

ております。よろしくお願いいたします。

それでは限られたお時間ですので、さっそく議事を始めてまいりたいと思います。まず今日の流れを確認させていただきますので、議事次第をご覧ください。

本日の流れですが、次第2、委員の方のプレゼンテーション及び関係者の方のヒアリングということで、まず委員の方から中西委員、それと関係者の方からということで、本日お越しいただいています。広島市危機管理室災害予防課の河本課長補佐様のお二人から、広島土砂災害に関して、当時の避難所の確保、運営等についてのお話を伺いたいと思います。

さらに、それらを踏まえて次第3で、避難所の確保のあり方についてご議論をいただく予定になっております。

その後、次第4で、ご承知いただいているかと思いますが、本検討会に二つのワーキンググループが設置されております。一つが田村委員にリーダーをしていただいている質の向上ワーキンググループ、もう一つは私が担当しています福祉避難所ワーキンググループです。どちらも今まで3回開催しておりますので、この親検討会に向けてこれまでの報告を行っていただきます。

最後に、次第5、避難所の確保と質の向上に関する検討会、この検討会で最終的にどういうアウトプットを目指しているかについて、最初に申し上げたイメージと若干修正点もございますので、ご説明いただくということにしております。よろしくお願いいたします。

では早速ですが、次第2、委員プレゼンテーション、関係者ヒアリングということで、まず中西委員、次に河本課長補佐様から、それぞれ15分程度でお願いできればと思います。貴重なご経験だと思っておりますので、ぜひインプットをお願いいたします。

○中西委員

皆さんこんにちは。梅林小学校の中西と申します。よろしくお願いいたします。

本日は避難所運営の実際について、学校としての立場から実際に行ったこと、対応したこと、課題として感じていることを皆さまにお伝えできればと考えております。

また、学校再開へ向けて行ったことも関連してお伝えしたいと思います。限られた時間の中で十分お伝えすることができるかどうか分からないのですが、資料をご覧くださいながら話しをさせていただきます。

まずは被災状況や当日の朝の状況を交えながら、避難所の運営で行ってきたことを話します。最初のページにありますように、梅林学区は安佐南区の阿武山のふもとに位置し、8月20日に起きた広島土砂災害において、66名の犠牲者を出す最大の被災地となりました。

当日、枕元に携帯を置いていなかった関係もあったのですが、私の方は5時半に連絡を受けて、状況も分からないまま車で学校に行きました。途中、冠水している道路や土砂に埋もれている道路をかいくぐって何とか学校の近くまでたどり着いて、陸橋を渡って裏門から学校に入りました。その時刻が6時半過ぎです。

次のページをご覧ください。そのときの様子がこの写真です。学校の校庭には土砂が流れ、隣の JR の可部線の線路を超えて旧道まで流れ込んでいました。正門前の道路も土砂が山積し、学校の横を流れる八木用水も冠水状態で土砂が流れ込んでいました。

3 ページをご覧ください。近隣の学校は朝 5 時に避難所を開設していますが、本校では対策本部の依頼を受けて 8 時に開設しました。その時間差の理由は、先ほどの学校周辺の様子でも分かると思うのですが、学校に近づけない状況で、自主防災会の方も学校に辿り着けず、学校を開ける状況にはなかったということになります。

避難者数は最大で 625 名となりました。学校によって状況は異なっていました。当日までは、マニュアルは準備されていましたが、実際には自主防災会としての体制が機能していなかったと、会長さんからもお話を聞いています。

下のスライドは、避難されている様子と当初の避難所の様子を伝えた写真や記事です。このような状況ですので、水の流れがある程度落ち着いたり避難できる目処が立ったりするまでは、避難して来られる方は少なかったように思います。午後からは続々と避難して来られました。少し写真を見ていただくと、床がきれいでステージにはブルーシートが掛けられているのが分かりますでしょうか。実はこの夏、本校は体育館の床の張替え工事をしている、まだ完成までは至っていない状況でした。

次のページをご覧ください。当日の朝は学校や学区の大半が停電をされていて、電話もテレビも使えない状況でした。8 時に避難所となったことから、体育館の鍵を開け、自転車や徒歩で出勤して来た職員と、備蓄倉庫から毛布や敷布、乾パンなど、必要とするものを体育館に運びました。10 時ごろ、ようやく区役所の職員が体育館にたどり着きました。そしてすぐに受付の準備をしてもらいました。

名簿は紙媒体で整理をしていたので、問合せ等があっても対応に時間が掛かりました。泥まみれの避難者が大半で、停電の影響で大本の水道が出なくなってからは、プールの水道を使って対応しました。トイレの水にも困りました。対策本部には仮設トイレの設置を要請して、5 基ほど設置していただきました。昼過ぎには設置されたと思います。

ペットと共に避難して来る被災者に対しては、体育館への避難は難しいので、第 1 理科室の方を開放して、ペットは家族同様の扱いとすることにしました。最終的には 3 教室分を充てることとなります。

昼を過ぎてから電気が復旧したので、避難場所として、体育館以外に空調設備のある特別教室の図書室や音楽室を準備しました。避難者が急増する中で、本校舎の 1 階から 3 階までの普通教室に充てることにしました。最終的には 4 階までの全ての普通教室、27 教室が避難場所となりました。また報道関係者が次々と押し寄せ、その対応に追われました。これらの対応については近隣の小学校の校長と情報交換を行いました。とにかくやらなければならないことや対応に追われ、1 日が終わりました。

児童の安否確認、家庭への連絡については、停電や、まさに避難されている状況下では、当日の連絡は不可能と判断し、児童の確認は行いませんでした。翌日、梅林ネットを通し

て安否確認のメールを流しました。返信にて安否が確認できない家庭には電話で連絡し、電話が繋がらない2軒の家庭には家庭訪問にて確認をし、全員の安否が確認できました。まさに奇跡としか言いようがありませんでした。被災当初から避難所において、本校職員が行った主な仕事はそこに挙げた通りなのですが、泥まみれの被災者への対応としては、写真にもありますが、足を拭いたり、水をたらいにくんだりという作業がありました。

教室の整備として、机、椅子を移動して場所の確保をいたしました。物資の搬入、移動、整理、弁当の配布などを行いました。JRからの車の誘導、これは踏切がありますので、そういった部分においても、当初警察が行っていなかったため、職員で対応しました。それから教室にいる避難者の名簿作成を行いました。次々と部屋に入っていた関係で、誰がどこに入っているのか分からないので、名簿も作らなければいけないということで作っております。

廊下、階段、足拭き雑巾、便所の清掃。これは衛生面の管理として行いました。ゴミの管理及び処理、ゴミ袋の設置や分別収集。安否確認の電話対応、これは夜も全国各地から安否確認の電話が鳴り続けました。諸連絡、放送、夜間の見回りについてですが、諸連絡については、最初のうちは弁当を配布するときに皆さんにその場に居ていただいて、諸連絡を行いました。対策本部、警察、消防、自衛隊、医療関係、教育委員会、報道関係の対応としては、施設使用等の承認については施設管理者である校長が行いました。報道については窓口を一本化して対応しました。被災から三日間は本当にさまざまな仕事を、職員が中心になり知恵を出し合い、できること、必要なことから協力して、さまざまな仕事を行いました。

次のページをご覧ください。これは体育館の様子です。中央に本部を置き、出入口から弁当の受け取りをスムーズにできるように、歩く導線だけは確保しました。さまざまな救援物資が大量に送られて来ました。搬入や整備に追われました。各地からの温かい思いは大変ありがたかったのですが、現場の状況をしっかり把握して、対策本部等が調整すべきだと思いました。必要な物を必要なだけ送っていただきたかったと考えています。もっと現場の声を聞くことが必要ではないかと思いました。

次のページをご覧ください。学校の校庭は搜索や救助活動等の拠点としても使われました。警察、消防、自衛隊の車両が随時出入りしました。ここでは設置していただいた仮設トイレが役に立ちました。自衛隊の仮設風呂も作られました。

避難所を運営する中で、数々の課題にぶつかり対応に追われました。医療関係者が次々とやって来られました。本部が設置できるスペースはすでになくなっていたので、学校医による仮の診療所と同居してもらうかたちで、保健室を使用してもらいました。全く見通しが持てませんでした。

衛生面に関しては、保健室のシャワー室を被災当日から朝の6時半から夜の10時までの時間帯で開放しました。お風呂は公共施設や民間施設の利用が可能でしたが、時間帯が課題となり利用しづらい状況もありました。

電話の問い合わせや連絡が多くて、電話回線を2回線ほど増やしていただきました。連絡や情報が迅速に伝わらない状況の中で、教育委員会がパイプ役になる人員を派遣してください、大変助かりました。また心強く思いました。各教室では大きな課題はなかったと思います。ただ10~20人近く入られていた教室もありましたが、プライバシーを保護する仕切りは使われませんでした。体育館も同様でした。弁当配布時でも順番を守って、「お互いさま」という思いと「ありがとうございます」の感謝の気持ちを持って生活されている方が多かったように思います。朝や昼は自宅に帰られる、あるいは被災現場に行かれる方が多かったと思われます。日が経つにつれて疲労感は増えていったように思います。

次のページをご覧ください。そういった中で被災現場では捜索活動や救助活動、ボランティア活動が行われ、避難場所でもPTAや子どもたちのボランティア活動が自然発生的に始まりました。

次に学校が授業を再開する上で行ったことについてお話します。授業再開に向けて、いくつか課題がありました。その中で最も重要とされたのが通学路の安全、通学方法でした。通学路点検のために、職員が学区の校外に出たのは8月26日、被災から1週間後です。やっと子どもたち、学校のために仕事ができるようになった喜びを、職員の方は感じていたように思います。

学年ごとに通学路を割り振りして現地調査をしました。名札を付けて、デジカメを持って状況を写してくる。通学路地図を拡大したものに気付きを書き入れたり、写真を貼り付けたりする作業を行いました。子どもが100%安全に登下校できることが再開の条件ということで、主に通学路の点検、通学路地図の作成、児童の状況把握を繰り返し行いました。ここでは教育委員会や子ども育成協議会の補導部と連携を図りました。

特に子ども会の補導部の役員さんには、それぞれの地域からの思いも吸い上げていただき、大きな力となっていただきました。本校に登校班があればこそその組織なので、このような非常時には、特に必要な組織だと思いました。児童の状況把握のための電話連絡については、職員が自分の携帯電話を使用せざるを得なかったのも、職員に大きな負担を掛けました。大変心苦しく思っています。

9月2日の夜に避難者への説明会を体育館で開催いたしました。第2の避難場所の提案と、共同生活を行う方法であるということを知らせました。9月4日に最終確認をして、この回答を整理しながら、資料、名簿、地図作りを分担して行いました。通学路が決定し、通れるところ、通れないところ、迂回路、人が立つ位置が示されて、通学路地図がやっと出来上がりました。PTA、ボランティアをはじめとする、約700人近い、本当に多くの方々のおかげで校庭の周り、校舎内、教室等の清掃が完了しました。こうした長い道のりを経て、通学路、迂回路を通っての登下校が可能となり、9月8日に授業再開をしました。

次のページをご覧ください。10月9日には避難所が閉鎖され、運動場の土砂の除去、整備作業を経て11月15日に感謝の気持ちと笑顔を、お世話になった皆さん、地域に届けようと運動会を行いました。あらためて学校は地域のシンボルであり、コミュニティの中心

であり、心のよりどころであることが分かりました。学校の敷地に、後世の子どもたちに災害のことを伝えていってほしいという思いで、「広島土砂災害 忘れまい8・20」という慰霊碑が建てられました。今後は防災教育の推進を図っていかなければならないと思っています。今年の夏も雨が強く降り、警報が出された際には、避難して来られた方もおられました。ほとんどが高齢者の方です。

次のページをご覧ください。5月には梅雨を前に土砂災害の訓練を行い、垂直避難を経験しました。また、学区の自主防災会と避難訓練を行い、700人を超える地域の方々が参加されました。防災意識をどのように広げていくかが今後の課題であると思います。

最後に、学校の避難所とすることの課題と考えていることを挙げて話を終わりにしたいと思います。まず情報の共有化。それと体制、対応等の確認をきちんとすべきであると思っています。それは具体的には行政、対策本部であるとか、区役所、教育委員会と地域自主防災会、それと学校との連携や意見の交換をする場がなかなか取れないので、それを取っていただきたいと思っています。これからどのような想定をしているのか、避難者の人数であるとか、部屋割りや医療関係というもの、そういうのもお聞きできたらと思います。避難所へのテレビ装置の設置、これはなかなか難しいかもしれませんが、避難情報がないことへの不安が非常にあります。

それから洋式トイレの必要性ということです。避難者は高齢者が大変多いです。現在は、普通の生活はもう洋式トイレが標準になっているので、やはり必要であると思います。それから自家発電装置の設置です。今これはちょっと難しいと思いますが、停電時には水洗トイレ、空調設備が使えなくなるので、そういったものがあればいいと思います。それから、施設管理者の権限はどこまであるのかというところで、責任と判断という、どこがその境目なのかということも、ある程度、線が出ればやりやすいのではないかと思います。

それから学校ですので、避難所となった場合の児童の学習保障についてです。当日は夏休みでしたが、もしこれが通常時であれば、このような対応が取れたかどうかというのも疑問です。以上、経験に基づいて話をしました。よろしくをお願いします。

○矢守座長

ありがとうございました。短い時間にまとめていただいて恐縮でした。後ほど委員の皆さまからのご質問やコメント、あるいはご報告いただいたことを踏まえた議論をしたいと思っています。

今、中西委員からは避難所となった一つの小学校の事例についてお話をいただきましたが、続きまして河本様から、市全体からの観点で避難所の確保についてご報告をいただきます。よろしくお願いたします。

○河本氏

皆さんこんにちは。広島市からまいりました、危機管理災害予防課で課長補佐をしてお

ります河本と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

まず本日は、1ページにございますように、避難所の状況をお話しさせていただいて、昨年度の豪雨災害の直後の開設の状況や、運営状況をお話しします。そして、その豪雨災害を踏まえた見直しです。最後に豪雨災害とは関係ないのですが、その他、特に広域避難に関しての取り組みの状況を少しご紹介して終わりにしたいと思います。

それでは2ページからご覧ください。まず市の状況でございます。指定避難所につきましては、小学校区内で基本的に避難できるというシステムを取っておりまして、その小学校区内で収容力が不足する場合には、徒歩で避難可能な2キロ以内、もしくはかつ隣接する小学校区の避難所で補完するように確保しております。ただ、市内の中心部は河川で分断をしておりますので、地震等で落橋し島の間を移動できないことも想定しまして、各島で必要な収容力を確保することとしております。以上の考え方を基に、小学校などの主要施設を中心に、広島市全体で212施設を選定し、まだ法的には指定をしておりますが、今年度末までには指定避難所として指定する予定です。もう一つ、福祉避難所につきましては、今の状況として、特別養護老人ホームなど民間施設の福祉施設等を中心に、事前に協定を結んでおりまして、50ヶ所ございます。

続いて3ページ目です。避難所の運営マニュアルの作成状況等についてご説明します。まずは作成率ですが、今年の3月末現在で、212施設のうち201施設が作成しておりますので、94.8%と、ほぼマニュアルは作っている状態です。そのマニュアルに基づく検証訓練が大事であると思いますが、こちらの方の状況としましては、85.4%と、作成率よりは若干低いものの、実施率は高い状況です。ただ、毎年必ず避難所で実施している状況にはないということが、少し課題になっております。

避難所の運営については、先ほど校長先生から説明がございましたが、地域の自主防災組織が中心になって、行政と学校等の施設管理者と協力して行っていくとマニュアルで規定しております。区役所や消防署の職員が、自主防の方に対してマニュアルの随時見直しや検証訓練などを指導している状況です。

要配慮者に対する配慮といたしましては、マニュアルに書いているとおり、和室や保健室の近くに避難スペースを確保するとか、あとは在宅の避難者の安否確認につきましては、民生委員等の情報を基に実施すること。また、食料とか生活必需品については、配慮者に優先的に配慮するというようなことを規定しております。

続いて4ページをご覧ください。避難所における備蓄につきましてご説明します。まず整備の考え方について、備蓄対象者は南海トラフの巨大地震の想定、避難所滞在者数のうち、約12万1,000人を想定して整備を進めております。その物資の対象期間は、発災直後の1日分としておりまして、2日目は広島県から、3日目以降は協定等に基づき他の公共団体の方からの救援物資や、もしくは民間企業の方から調達した物資で賄うように考えております。

備蓄の方法については、分散備蓄プラス集中備蓄としております。まず分散の方は、各

212 箇所の避難所に、順次、最小限の食料、生活必需品の分散備蓄を進めているところです。集中の方は、カープのホームグラウンドでありますマツダスタジアムや、市の総合防災センターなどに集中させております。主な備蓄物資といたしましては、食料で言いますと、乾パンのほか、アルファ化米、クラッカーなど、幼児、高齢者にも食べやすいように配慮をしております。生活必需品としましては、毛布、簡易トイレです。防災資機材としましては、目隠しテント、ラジオライトなどです。昨年度からアレルギー対応のアルファ化米とか粉ミルクを、これは保育園で循環備蓄しておりますけども、そういったものも備蓄を進めております。

5 ページは昨年の発災の状況です。死者 75 人と甚大な被害をもたらしました。このときの開設、運営状況について、6 ページからご説明いたします。

その発災当時の避難所の開設の判断基準を表にまとめております。当時の地域防災計画、広島市の計画では、例えば2のところにありますけども、72 時間半減期の実効雨量を基にした避難基準雨量を超えた場合には、今後の雨量も見込んだ後に避難勧告を発令するとともに、避難所の開設を行うことにしておりました。

7 ページをご覧ください。これは20日、発災の当日に避難所の開設に至るまでの状況を、時系列に示したものです。午前3時20分には、避難基準雨量を一気に超える地区が2ヶ所ございましたが、発生後直ちに避難所の開設準備をしながら、避難勧告の検討をしておりました。そうしている間に、3時30分には区の方で災害対策本部を設置しました。午前4時に、まず安佐南消防署の方から人的被害の第一報が入りました。その10分後の4時10分には、梅林、八木、緑井地区の自主防災会長へ避難勧告をする旨、電話をしたのですが連絡がつかせませんでした。そのため午前4時20分に小学校の校長先生と教頭先生にもご連絡をしたのですが、同様になかなか連絡がつかず、午前4時25分に区役所の職員を、最終的に避難所の開設に向かわせようと指示をしました。しかし開けるべき梅林小学校が浸水等で使えませんでした。代替りの施設を開設するのに少し手間取っておりまして、それで開設が遅れたということで、午前4時30分に避難勧告の発令をし、その後、順次八木小学校以下、開設をしたという状況でした。

次の8ページは避難所の推移です。発災から2日後が一番多く、避難者数は全市で2,354名でした。その後は避難勧告、避難指示の解除等により徐々に減って、最終的にはちょうど年内には避難所を閉じようということもあり、なるべく早く復興に向けて進みたいということで12月25日には閉鎖をしました。その時点で、皆さんは仮住まいまたは自宅に戻られる、もしくは公的な借上住宅に行かれるという状況で、今なおも避難生活が続いております。

9 ページです。そのときに開設した避難所です。安佐南区、安佐北区合わせて30カ所と、その多くが小学校でした。福祉避難所もそのときに3カ所開けていまして、民間ですが、今回のケースでは高齢者とその介助者14名を受け入れたと聞いております。

10 ページをご覧ください。まず、二次避難所についてご説明したいと思います。先ほど

ありましたように、発災が学校の夏休み期間でしたので、避難所の一つでありました梅林小学校には多くの避難者がおられまして、2学期の授業再開の目処が立たない状況でした。そこで二次避難所として、市の原爆保養施設である神田山荘1ヶ所を借り上げて、最大で3世帯、4人の方に、9月1日からご提供することにしました。そこでは1日3食の食事、各種情報の提供など、日用品の支援物資については、ご要望をお聞きしながら必要に応じてご提供する。あとは保健師の派遣をしながら健康管理をするといった通常の避難所と同じサービスを提供することに留意しました。

その二次避難所の入所につきまして事前に説明会をしましたが、参加者から「提供される旅館やホテルは遠すぎる。家の片付けができない」とか、「公民館、集会所など近いところがあるので、そこを避難所として開けてほしい」とか「ホテルなどに移動すると、地域とのつながりがなくなる。みんなと一緒にここにいれば、話しをして「頑張ろう」とお互いにはげますことができる」といったような声が挙がりました。結果として3世帯の4人という少ない人数だったので、そういった声が理由としてあったと思っております。

二次避難所として、民間の病院も建て替えに伴いまして、旧病棟を無償で提供したいということで申し出がありましたので、ここを二次避難所として開設をしまして、最大13世帯、23人の方にご提供させていただきました。こういったことから、良好な生活環境を個室で提供できたとともに、何とか2学期の授業に間に合うことができたと思っております。

11 ページです。避難所の運営についてお話しをしたいと思います。まず避難所の職員の支援体制の強化についてです。発災から4日目の8月23日には、避難所におられる方が区役所に行かなくても、罹災証明書の申請受付などの支援手続きを行うことができるように、避難所に職員を増員しまして、被災者支援総合窓口を設置いたしました。窓口では支援策の一覧チラシというものを配布いたしまして、被災者の方のそれぞれの実情に応じた相談体制を整備させていただきました。また避難者が多い避難所には、発災から7日目の8月26日には運営体制を強化して、課長級の職員を総括責任者として配置し、マスコミ対応を一元化したり、炊き出し希望者などの調整などを主に担当しておりました。

続いて避難所の円滑な運用についてです。昨年度、豪雨災害に遭った小学校の状況を少しお聞きしますと、避難者数が多かった11施設のうち4施設は、開設当初混乱はしたものの、その後はほぼマニュアル通りにできた。残り7施設については、行政が手助けをしつつ運営し、その後、自主防災組織の役員の方が救援物資の搬入や振り分け、食料等の配布、避難者からの要望等の聴取をして、活動ができた。とお聞きしております。

3番目の避難所における情報環境の整備について、民間の携帯電話会社のご協力を得て、被災者の方が利用できるように、ファックス付きの特設公衆電話の設置や、タブレット端末の貸出し、特設Wi-Fiの設置などを行っていただきました。市のホームページに掲載している災害に関する情報などもプリントアウトして、避難所に随時掲示しておりました。

12 ページをご覧ください。次は要配慮者等への対応です。まず安否確認につきましては、避難所に避難された方は少数でしたけれども、残りの方は災害発生後、避難行動要支援者

名簿を基に、区の職員、自主防災会、民生委員の方などと連絡を取り、全員無事であることを確認できたと聞いております。

食事の提供については、高齢者などは噛む力が弱いので、途中から刻み食を提供しました。また避難生活が長引いて、野菜が不足しているということもありましたので、1日1回野菜ジュースを追加しようということで、途中から対応しました。

心身面の健康管理について、県で災害時の公衆衛生チームを要請し、保健師が避難所における健康管理の状況把握を行い、状況変化に応じて色々な専門職種を追加派遣して、リハビリとか口腔ケアを行っていただきました。あと、精神面のケアにつきましては、全国初のDPATを派遣要請しました。まずは先遣隊として、市の精神保健福祉センターの精神科医を避難所に派遣していただいて、ニーズの調査、把握を行い、そのニーズを踏まえた上での個別支援というのを行ったと聞いております。

避難所における健康相談について、保健師などが常駐または巡回により健康相談を行いました。相談件数は延べ3,446件で、その大半は高齢者でした。そういったこともありまして、慢性疾患を持つ高齢者など、健康上配慮が必要な方は、退所後も保健師が自宅まで追跡して、健康状態の把握や健康相談を実施したということです。一方、被災した子どもの心のケアにつきましては、精神科医、小児科医、心理学の専門家などで構成する県の子ども支援チームが、避難所や自宅等への訪問等を行い子どもへのカウンセリングや保護者の方への助言、指導を行ったと聞いております。

13ページをご覧ください。避難所の環境整備です。まず就寝環境については、企業の方からご寄付をいただきまして、ダンボール製の簡易ベッド、マットレスを被災者の方へ提供することができました。直接床で寝る場合と比べて体へのご負担が軽減されます。ダンボール製の簡易ベッドは今回の実績を踏まえて、今年の3月に調達に関する協定を締結したところでした。

暑さ対策について、夏休みだったということもありまして、体育館だけでなく、空調設備の整った教室の使用や、内閣府からのご指導もあり、スポットクーラーをレンタルしました。また、企業からご寄付をいただいた扇風機や団扇を活用し、何とか暑さをしのぐことができたと思っています。

入浴、洗濯環境につきましては、陸上自衛隊のご協力をいただいて設置した仮設風呂や、避難所の近くにある民間の入浴設備を利用させていただくことができました。また、企業のご好意により、洗濯機や乾燥機なども設置をしていただき、昼間自宅の土砂かきなどでついた衣服等の汚れを落とすことができまして、清潔な生活環境が整備できたと思っています。

14ページ、避難所の環境整備です。プライバシーの確保という点ですが、ダンボールやプラスチック製のパーテーションを、企業から寄付頂いたり、内閣府のご指導により市で購入し設置をしました。寝るときには隣から隠れるということで、プライバシーを適度に確保できたのではないかと考えています。

仮設トイレにつきましては、発災して小学校と公民館の2ヶ所に7基ほど設置しましたが、校舎のトイレが利用できるということもありまして、あまり利用がなかったと聞いております。あとは、トイレが男女共用になっていた体育館がありましたので、館内は女性用、館外は男性用と分けてご利用したと聞いております。

ペットにつきましては、避難所によって対応が異なっておりました。例えば安佐南区では、同行避難しているペットの種類や大きさによって、小学校の校舎の教室を区分して、飼い主と同居するスペースとして利用されたとお聞きしております。一方、安佐北区の避難所では、ペットは避難所の外でという対応をされたと聞いております。また、一般社団法人全国緊急災害時動物救援本部の方から、ペットフードなどの無償提供、ペットと一緒に泊まれるような宿泊場所の情報提供などをご支援いただきました。

最後に豪雨災害の経験を踏まえた見直しについて、15ページ以降をご説明いたします。昨年度に広島市地域防災計画を改定いたしまして、今年度からその改定に基づいて、市の取り組みや体制などを見直しています。まず一つ目の、避難所の迅速な開設について、避難所を避難勧告の発令時に開設できなかったという反省点に立って、地域の自主防災組織の他、複数人で開錠できる体制確保に向けた検討とか、定期的な開錠訓練を実施するなど、迅速な開設を確保するように、現在進めているところです。

次に、危険度の段階に応じた避難所の開設につきましては、避難準備情報を発令するときには、小学校区に原則1ヶ所以上、拠点的な公設避難所を開設することとしております。被災者への支援の総合窓口の設置につきましては、昨年度の実績を踏まえて、ワンストップでサービスが提供できるように、新たに改正を盛り込んでおります。避難所へ滞在できない被災者への情報周知、在宅におられる方につきましても、やはり生活環境の確保を図るため、食料等の配給情報や、保健師による巡回健康相談等に関する情報の提供に努める旨盛り込んでいます。被災者のニーズの把握をし、適切な情報提供をするということについては、市のホームページや、地域の掲示板、回覧板などを使って、適宜情報提供していくということも盛り込んでおります。

16ページです。多様な避難所の確保につきましては、要配慮者や避難生活の長期化に伴う対応といたしまして、避難所以外に民間借上住宅、旅館、ホテル等を二次避難所として借上げができるように、新たに盛り込みました。避難所における家庭動物のスペースの確保につきましては、避難所によって対応がバラバラだったということから、施設管理者と調整をして、家庭動物のスペース確保に努めることを新たに盛り込んでおります。ただ、ペットと同行避難するマニュアルの作成につきましては、現在検討中です。

次に、要配慮者の避難支援等につきましては、町内会、自治会も安否確認や避難の介助に努めることとして、避難所でのスペースの配慮などに協力する旨を新たに明記しております。医療機関等の応援要請の拡充につきましては、今回の応援要請実績を踏まえて、県の災害時公衆衛生チームであるとか、DPAT、こども支援チームを県の方に要請できるようにする旨を、新たに盛り込んでおります。その他としまして、避難所の運営マニュアルに

つきましては、昨年の災害の教訓等を踏まえ、被災地の自主防災組織の会長さんの方から当時の対応状況などのお話をいただくことにより、マニュアルを見直し、それを検証するための防災訓練を実施しているところです。

17 ページです。最後に4番目として、その他の避難所に関する取組状況として、一点ご紹介したいと思います。市域を越えた避難ということで、広島市ではより安全に避難するため、隣接する二つの市町に存在する避難所に避難できるように、事前に開設の手順や方法等を取り決めております。図の方でお示ししておりますように、広島市の東側に位置する寺屋敷地区というところがございますが、こちらの方の住民は、隣町の呉市の中学校に避難するというようにしております。

今後の課題としましては、避難準備情報を発令する時期等が呉市と広島市では異なるため、図上訓練であるとか、実際に避難を行う防災訓練など、うまく取り決めが機能するかどうか検証する必要があると考えています。

以上、駆け足になりましたけれども、広島市からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○矢守座長

ありがとうございました。当検討会の検討課題に即してお取りまとめいただいたのだと思っております。

次の次第3についても、密接に関わっているので、避難所の確保の在り方について、事務局からご説明をいただいた後、お二方のプレゼンテーションを含めて議論をしたいと思っておりますので、もしばらくお待ちいただきたいと思っております。では事務局、次第3についてご説明をお願いいたします。

○中村参事官

それでは事務局からご説明をいたします。資料としては、ご用意しているのは資料4の一枚だけです。こちらは先ほど、広島市と呉市の方の連携の取組みについて触れていただきましたが、同様に隣接市と連携協力している例です。こちらは県や府の区域も超えているようなケースになりますが、座長のご示唆もいただきながら、実例をご紹介させていただきます。

特に一つ目の、石川県と福井県の例では、先ほどのご説明にもあったように、色々な細かい想定が双方で異なるので、すり合わせる取組みをされているというお話もいただいております。こういったものも実例の一つということで、議論のご参考になればということです。

それからもう一つ、こちらは資料をご用意しておりませんが、今回避難所の確保についてご議論いただくということで、第1回のご説明で「指定避難所を指定している市町村が半分程度」というような調査結果をご紹介しましたが、もう少し掘り下げまして、どのよ

うな状況にあるのか、都道府県へヒアリングを行いました。昨年調査をしたのに、また全県調査をするというのもご負担を掛けることになるかと思ひまして、特に数字上、見かけ上で、指定できている市町村の割合が低いところを7ヶ所ほどピックアップして、それぞれ聞いてみたというものです。

指定避難所については、災害対策基本法に基づいて市区町村が指定避難所の指定をして、都道府県を通して内閣総理大臣の方に報告がいくという仕組みになっているのですが、状況を伺ってみますと、やはり、防災計画との兼ね合いで指定のための色々な手続と時期を合わせようとしているとか、県側の考え方として、ある程度まとまってから、内閣総理大臣への報告をしようと思っていたとか、そういうような声がありました。やはり、この指定という作業を継続中であるということです。

この点は、第1回検討会で、特に一般の避難所に関しましては、手続き中だということがかかなり影響しているのではないかとご説明をしましたが、やはり実情としてもそうであったということです。もしかしたら、ものとしてそれなりに避難所はあるのだけれども、指定の手続きをしていないことが原因で、データの半分程度と出ている面もあるだろうということがご報告の一つです。

その際に「市町村が困っていること」について、併せてお聞きしましたところ、単純に予算不足だという理由の他に、「実情として危険区域内に入ってしまうところにしか避難所を確保できない」などがありました。それは、先ほどの梅林小学校で、その区域の指定がどうなっていたか私は存じ上げませんが、実際問題として浸水してしまったという話があったように、同様なケースがあるということが一つです。もう一つは、中山間地域などで、「そもそも箱物自体が少ないので、なかなか指定といっても苦慮している」というケースです。以上につきまして、資料のかたちにはしておりませんが、参考としてご紹介しました。

○矢守座長

ありがとうございました。では、以上のご説明と情報提供まで含めまして、ご質問、あるいはご議論ございましたら、どんなことでもどなたからでも結構ですので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○中村委員

中村です。大変な思いをされまして恐縮です。多分今まで経験がなく、いきなり対応を迫られたイメージだったと思います。本村においても気になったのですが、ペットを連れてくる方がおります。皆ペットに理解があればよろしいのですが、ペットに理解のない方もいらっしゃる中で、最初からペットも家族同然だというように部屋を分けたという話ですが、そこに至った経緯について、最初から分けようというような意思があったのか、お伺ひしたいと思います。

それから、広島市さんへ、避難所の開設状況等を見ますと、避難勧告の検討から始まっておりますが、朝方早くて、避難準備情報は検討なされたのかどうか、一点お伺いをしたいと思います。以上です。

○矢守座長

はい、では中西委員から先をお願いします。

○中西委員

ではペットの件です。私の知識としては、はっきりしたものはありませんでしたが、原則としては動物アレルギーだとか色々なこともあるので、避難所の中に一緒にという考えはありませんでした。だから体育館の方は難しいと思ったのですが、その対応を立ち止まって一つひとつ行くと人が取られるのです。そういう余裕はまずなかったもので、とりあえずまず一つの部屋を決め、そこへ入っていただくというかたちで進めました。

最初は、とりあえず一回外にペットを置いていただいて、体育館の方へ入ってもらえませんかと話したのですが、皆さんは「ペットと一緒にいたい」、「別では困る」という意見でした。今の時代それはもう仕方ないなど。やはり家族同様の感覚であるというのを認識し、また、次から来られる方にも対応し切れないので、一つの部屋に入らせていただきました。近隣の避難所とも少しは話しをしたのですが、本校の判断だったと思います。

○矢守座長

では河本さん、二つ目のご質問についてはいかがでしょうか。

○河本氏

7ページの表には書いてありませんが、大雨警報等が発表された際に、避難準備情報を発信していました。

○矢守座長

ありがとうございます。他に委員の方はいかがですか。はい、お願いします。

○嶋津委員

ご説明ありがとうございます。河本様の方に分かればお聞きしたい。分からなければ後でも構わないのでぜひ知りたいです。1999年の6月に、同じような豪雨災害が広島を襲っていますが、そのときにも多分、豪雨災害の経験を踏まえた見直しということで、その経験から学んだことをいろいろ、次回同じようなことが起きたら活かそうという話し合いがあったと思うのです。実際そのときにはどんな見直しがされて、その見直しが実際にこの8月20日の災害にはどう活かしたのか、検証はなされたのかどうかについて、お聞きしたい

です。

○河本氏

恐らく平成 11 年の 6・29 の豪雨災害の話だと思います。手元に資料はないのですが、記憶によれば、今回の豪雨災害とは別のようなことの課題がありまして、それを解決するような地域防災計画を改定したと記憶しております。後ほど詳細につきましてはご連絡したいと思います。申し訳ございません。

○矢守座長

ではまた後ほど。嶋津委員のご質問の意図としては。

○嶋津委員

その時の反省が今回の豪雨に実際活きたのかどうかというのを知りたかったのです。

○矢守座長

では、別の課題が 99 年の災害では生じていて、それについての対応はなされたようだというお話でしたので、またその中身については、具体的に十分にお話いただければと思います。他にいかがですか。

○長谷川委員

質問ではなくて、感想等でもよろしいでしょうか。

○矢守座長

はい、もちろんです。どうぞお願いします。

○長谷川委員

まず、実際に災害対応に当たられた貴重なお話をいただき、ありがとうございました。広島でこの災害があった直後、三島市におきましては、平成 26 年 9 月から 12 月にかけて全 10 回 480 人の方にご参加いただき、土砂災害に対する避難行動説明会を開催いたしました。相当関心が高い時期ということがありまして、市内には土砂災害の危険区域が 104 ヶ所あるのですが、これについての説明等、話し合いを持ちました。また、浸水の想定区域、ハザードマップを活用した浸水時の行動説明会を、今年 2 月から 5 月にかけて 9 回ほど開催し、238 人の方に参加いただきました。これらの説明会等を行う中で、風水害等の避難勧告等の判断、伝達マニュアルを 3 月に策定したという経緯があります。

それから、先ほどの梅林小学校さんのお話を伺いまして、私も避難所の運営会議の中で、校長先生とも話し合いの機会がこれから何度かありますので、その経験談をお話する中

で、避難所の運営について、より良いものにしていきたいと思ったところです。施設管理者としての権限や、ご苦勞をワーキンググループの会議の中でも伺っていますので、その点につきまして、三島市では教室の利活用などについて、施設管理者・校長先生、ともお話しをしてレイアウトを作成していますので、そういった部分をさらに進めていくということが必要なのかなと感じました。

それから、災害対策本部では現場の声を吸い上げるという部分が十分でなかったという点について、三島市では今まで防災行政無線に頼っているところがありまして、双方向ですが一人ずつしか通話できないので、今後、簡易無線を少しずつ配備していこうと考えています。複数チャンネル使用できるので、その簡易無線を活用して、市役所の各課と福祉避難所や外部施設、あるいはライフラインの方々など、双方向のチャンネルを活用した情報の伝達、情報共有を図るということに努め、できれば自主防災会の代表者や自主防災会組織とも、情報の伝達、共有を可能にしていきたいと考えているところです。

なお、避難所の中では救護所がいくつか指定されていますが、学校医の先生に保健室に来ていただけたことは、救護所以外の個別の学校の中でも、そのような臨機応変な対応を考えていくという意味ではかなり参考になりましたので、今後に生かしていきたいと思いました。

また、学校の再開に向けていろいろとご苦勞されたということで、避難所を閉鎖にもっていくには、普段からの学校と地域の関係を築くという意味では、三島市でも学校支援地域本部という組織で議論の場がありますので、その活用も考えられると思いました。

それから、広島市さんのお話の中で、二次避難所の開設がありましたが、三島市では民間の旅館組合との協定等もありますので、いざというときの具体的な話し合いを、どこかでしなければならぬと思いました。

ワンストップの窓口設置と総括責任者として課長級を配置されたことは、本市でも今まではそこまで考える余裕がありませんでしたので、今後の対応として参考になりました。

また、ペットのスペース確保については、避難所の運営訓練の中でペットを連れてきたときは、ゲージを持ってきていただいて、外につないでおくことなど、としています。実際にはペットと同居を経験されたということですので、その点につきましては、避難所運営会議での話し合いも必要かなと思いました。

最後に、広域連携の面では、三島市では1日で往復ができる一定の距離を置いた自治体と協定を結んでおります。例えば、狛江市や鴻巣市、佐野市と協定を結んでおります。双方が同時に被害を受けない状況下で、1日で往復できる自治体との協定も、有効だと思いました。感想ですけれども以上です。

○矢守座長

ありがとうございます。今のお話は、お二人のプレゼンテーションについて、さらにいくつか示唆を受けられたところなどもまとめていただきました。お二人からもレスポンス

がおありかなと思いますので、伺ってみたいと思いますが、中西委員からいかがでしょうか。

○中西委員

先ほどご質問があったペットの件について、この災害ではそのような対応をさせていたのですが、今年度にまた警報が出て避難をされて、ペットを抱えてこられた方がおられました。その場合はそんなに長い時間ではなかったのですが、体育館の近くにおられただけで済みました。昨年の災害時は休みだったので教室に入りました。ただ、教室ですから再開するには、もう少し消毒などをきちっとしないと困るところがありました。

ですので、当然、教室や体育館の対応が難しいところがあるので、もう一度、煮詰めておく必要があると思っています。対策本部に聞いても学校の判断でと言われてしまうので、統一しておかないと困ると思っています。

それから、地域とのつながりは日頃から築いておく必要があります。何かあったときに一緒に考えてもらうのが地域です。子どものために、何とか頑張らないといけないという思いを持たれるので、地域とのつながりは非常に大切だと思います。

○矢守座長

ありがとうございます。いくつか河本さんが出してくださった論点について、追加的に色々なことを出して下さいましたが、いかがですか。

○河本氏

先ほど防災無線の活用というお話がありましたが、資料には書いておりませんでした。避難所に MCA 無線を配備していましたが実際には自分の携帯を使ったり、区の職員は災対本部と連絡を取り合っていたりなど、色々な状況がありました。反省点があると聞いております。

少し説明を補足させて下さい。避難所で直接、ボランティアの申し出などいただきましたが、飛び込みで来られますと、避難所で非常に混乱します。例えば、ボランティアによっては、按摩などの資格を有するものがあり、運営スタッフ側は保健所の手続きを取っているのか確認できない状況で、判断がなかなか難しいことがありました。そのようなものは課題とっております。

救援物資についても、大変色々頂いたのですが、直接、避難所に搬入された場合に、保管スペースやフェーズによって、避難者のニーズが刻一刻と変わりまして、合わないものがどんどん出てきたということがありました。

8月末に市で一旦ストップさせていただいて、皆さんのニーズを聞いてから、後日、改めてマッチングをして、もし、可能であればご提供いただきますというシステムに変更しました。

その他にも、発災当時は運営スタッフが少なかったこともあり、避難所の人数や氏名の把握に苦労したと聞いております。避難所運営の業務のマニュアルについて、詳細に示されていないこともあり、例えば、物資班はどこまで担当するなどが明確でないので、なかなか判断に迷うことがあったという感想を言われている職員の方がいらっしゃいました。

マニュアルは作られているものの、地域の方ともしっかりとトレーニングをする必要性や、学校の施設管理者のご協力がないと、当然、避難所運営ができないこともよく分かりましたので、鍵一つ開けるにしてもしかりで、もっと連携を取っていくなど、いろいろと課題が出てきたことを感じております。

○矢守座長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。お願いします。

○田村委員

まずは、一つ目の中西委員のお話すごく興味深く聞かせていただきました。内容を見てみると、もうほとんど地域貢献の部分まで対応されたことが良く分かりました。端々には、きっと事業や学校活動の兼ね合いで、大変だったということも漏れ見えましたが、教育効果もあったと肯定的に捉えておられると感じました。

ペットが分かりやすいので例として挙げますと、災害の規模、学校の様子、地域によって引き受ける、引き受けずに別に正解はないと思います。そのときに、できたからやることができた。ただ、ペットを皆、受け入れましようとしてしまうと、それができない災害も出てくると思います。

では、どのように解決していくのかとなると、ガイドラインをつくったときだけに、後ろに事例が付いているというよりも、事例をためていかないといけないと思います。もう今はデータベースの世界なので。例えば、消防士さんに労働安全の面で、このような危ないことがありましたなど、何かあれば登録されるのです。

皆さんの経験を、このような災害の規模で、このようなことがあったのだと登録して、皆で共有できると、自分の地域と災害の大きさに見合って、その事例を引いて最善策を何か一つ考える必要があるという示唆をいただいたのが、中西委員のお話でした。

それから、広島市さんのお話を伺って思ったのは、8ページのグラフなのですが、地震が起き被害が広域に及ぶと、多分、このぐらいで避難所が解消するだろうということが、イメージできてきたと思いますけれども、実は土砂災害や水害になると、目途をたてるのが難しいことがあります。ですから、別に強制ではないのですが、何を目途として考えるかに関して、このグラフは非常に有効なのかなと思います。きっと住宅がなく避難所に入ってこられた方、生活支障があって地域で暮らせないので入ってこられた方は、何回かグラフが下がっていますが、どのようなご事情で戻れたのかなということをいづれ教えていただくと、有効事例としてまた一つ活用できるのではないかと思います。

た。

三つ目の広域避難については、手続きが遅れているのは仕方ないとして、とても心配なことは、津波などの災害種別によって避難所の指定を考えることに、苦勞されているという点です。避難所数が100あったものが80になって挙がってくるのか、それとも、いろいろな工夫をされて、広域で100あったものが、プラス20になって挙がってくるのかを見ないと、法律がうまくいったか、いかなかったか、あるいは効果があったか、なかったかという検証が難しいとすごく感じました。

○矢守座長

ありがとうございます。最後の調査の点はいかがですか。

○中村参事官

確かにそのとおりで、本当は指定の動向を迫りかける必要があると思っておりますが、昨年に関しては、法施行から一定の時間が経った状況で、とりあえず内閣府でお調べしたのですが、その後の最新の状況などは、消防庁に迫りかけて調べていただく形になっております。今年度に調べた分を公表できるまでは、まだ時間を要することがあり、こちらの検討は年度内ぐらいを想定しておりますので、最新データが追いついて挙がってこないのだとは思っています。

ただ、検討会に間に合わなかったとしても、今後も内閣府として指定の状況はどのような実情で進捗できているのか、ずっと迫りかけていく必要があると思っております。

○矢守座長

ありがとうございます。最後の点については、私も大事なところだと思っております。少しだけ意見を言わせていただきますと、田村委員がご指摘になった点は本当に大事で、指定のパーセンテージもさることながら、まさに指定の質も問われると、4段階ぐらいあると思っております。以前も少し申しましたが、現在の検討会の前の検討会に当たる避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会で、奈良の十津川村の関係者の方が入っておられて、土砂災害を想定した避難所が、そもそも土砂災害から安全な区域に設定しにくいという、かなりベーシックなお悩みがあるかと思っております。

次は、災害の種別のお話が出ましたが、ある避難所は土砂災害に対しては安全でも、水害に対しては十分でない場合があります、私の大学の関連する研究室の院生さんが、そのようなことをオープンデータで調べているのですが、複数のハザードを念頭に置くと、片方に対しては良いけれども、片方に対してはいかななものかという避難所が相当数あります。

三つ目のケースとしては、2番目と同じことになるのかもしれませんが、津波の避難に関して指定されているところが、例えば、避難場所そのものは良くても、土砂災害で途中の経路がNGになるなど、複合災害的な観点でマイナス方向に変わるものがあるだ

ろうと思います。

ただ、委員がご指摘のとおり、本日も広島市さんと呉市さんの間もそうですし、事務局からご紹介のあった例もそうなのですけれども、複数の市町村や府県をまたぐ形で、単にまたいでいるから新しいことではなくて、実質があると思います。

その方向へ逃げること、あるいは、自分のところの市町村の避難所に逃げるよりも、明らかに途中が安全であるなど、実質を持ってこのような試みをこれから増やしていくと、プラス方向に変化し得ると思います。年度内の調査でというのは無理だというのは分かっていますが、方向を打ち出すことは当検討会でも大事だと思いますので、よろしく願いできればと思います。

中西委員と河本さんには、貴重な情報をご提供いただきまして、どうもありがとうございます。それでは先に進ませていただきます。

次に、次第4に移りたいと思います。ワーキンググループで、かなりの議論を積み重ねてきていただいておりますので、まずは、質の向上のワーキンググループの座長であります田村委員から、ご報告をお願いします。

○田村委員

資料5に基づいて、お話をさせていただきます。

第2回目については、常総市近辺の水害の影響もあり、かなり短い時間の開催になりましたが、質の向上ワーキングは、3回実施して具体的な議論をしました。

初回は、避難所全体の課題の共有、特に東日本大震災のときに、「質」が問題になったトイレの課題を重点的に取り上げました。第2回については、トイレに関して継続的に取り組んでこられた兵庫県のガイドラインのこと、それからトイレのモデルケースの内容について、確認をしました。

それらの議論の中で、いろいろと出てきた質の向上の中身をガイドラインにまとめようということで、第3回と話し合いが進んできているところです。いくつか具体的なお紹介を、次のページで行います。

まだ途中のものですが、まずは、全体の質の向上に関するフレームをつくらうと考えました。緊急、応急、復旧、復興を時系列でタイムラインのようなものをつくり、対象、目標、留意点を時系列に書いていこうと始めています。

例えば、衣服だと、最初は毛布の確保しかできませんが、要援護者用のものは絶対に確保しましょうとか。それから、衣服を確保して、自分自身で洗濯ができるようにしていこうとか。段階的に質を向上させていくことを目標として立てないと、実現が不可能であるという議論をしているところです。

その基になりましたのが、下側にあります取組指針で、この検討会の前の検討会の中で議論されたものを、もう少し具体的に業務として実施するためには、どのように項目立てをしていけばいいのか、整理し始めているところです。4～5ページのご意見のところ

をご覧ください。

1 番目は、先ほどのお話にありましたフェーズに応じた避難所の対応です。すごくユニークだった意見をご紹介しますと、一番上の「避難所に行かないこと」を目標にすることを周知する。特に巨大な災害であれば行かないで、自宅で何とかしてくださいということを目指すべきではないかという議論がありました。

それから、5 番目に、避難所の開所時期を見据えて、避難所のライフサイクル全体を見渡した避難所運営、避難所支援が必要ではないか、それから、どちらのワーキンググループで検討するのか、また議論が必要ですが、一般の避難所の中にも、もちろん福祉避難スペースも設けられますので、その考え方の整理も要ること、情報提供、トイレの問題。5 番目は住民教育、例えば、1 番目は行政だけではなく、住民のスキル向上についても考えなければいけないという話が出ました。

第2回については、トイレの確保と管理で、最初の三つの意見をご紹介しますと、災害時のトイレと手洗い用の水はセットで確保と書いてありますが、私どものワーキンググループでは、実は衛生管理をあまり考えられていない。トイレと体調は、だいぶ考えられるようになっているのですが、そのようなところもやりたい。

行政のところ、災害用トイレの設置管理の担当はフワッとしていて、実質はどのようにしているのか、お分かりになっていない方も多いので、備えとして固めていかなければいけません。それから、国際基準のスフィア・プロジェクト、人道的、支援的観点から先進国として、どこをやらなければいけないか、少し整理しなければいけないという話が出ました。

それから、先ほどの衛生管理の点です。マニュアル等の作成は、行政の方にも読んでいただきやすいという発言が適切かどうかはともかくとして、イラストを入れてビジュアル化して見ていただくものにしないと、お忙しい中では、なかなか読んでいただけないという意見も出ました。

第3回については、避難所は何となく防災部局や福祉部局がやればよいというわけではなく、実は発災前に災害対策本部体制のように、避難所支援班をつくって考えていただかなければいけないということを強く言いたいというのが、ワーキングで出た意見です。

1 番目にプロジェクトチームをつくらなければいけない。2 番目は民間セクターや NPO の方たち、専門職能団体にも入っていただかなければならないだろう。4 番目は、自治体職員だけでは対応できないとなると、助けにきてもらったとしても、その人たちをうまく活用できる受援力をどのように付けるか考えなければいけない。今日もお話がありましたが、最後の仮設住宅やその後の生活再建の情報をどのように流して、避難所を早く解消していただけるのかも考えなければいけないことです。

ガイドライン等のまとめ方に関しては、後で申し上げますが、そのようなお話が出ました。ガイドライン等に反映すべき主な項目として、7 枚目と 8 枚目で整理し始めているので、読んでいただければと思います。このように、様々な意見が出てきて、一つ一つを掘

り下げていかなければいけないというのが、今、私どもが取りかかっているところです。

そのまとめ方として、今、私どもが試行しようとしているものをご紹介しますと、かつて、内閣府で「地方都市等における地震対応のガイドライン」を策定しました。これは中越沖地震のような地方都市ならびに中山間地等で起こった局地的な災害に対して、それほど大きくない規模の自治体がうまく対応していくために、避難所関係だけではなく全体を見渡せるようにしましょうという目的からです。

例えば、17個のお仕事が項目立てられていて、先ほどと同じようにタイムラインが横に並んでいます。いつまでにこのようなことをやってほしいということ、それから、次のページの10枚目を見ていただくと、一つひとつのお仕事について、どのぐらいの活動をしたらいいのかということが書かれています。

ですから、我々のまとめのイメージとしては、このようなものを、避難所をベースにつくりたいと思っています。特に10ページ目のチェックリストについて、委員から強くご意見があったのは、行政だけではない、避難所の運営主体だけでもない、いろいろな方たちが入ってくるので、例えば、主担当、担当、支援と分けて、行政のご担当の課にも、いろいろと意識していただく備えが要るだとか、やったか、やらないかや、指示済、確認済などが分かるような表現にすればいいのではないかと、議論しております。

私の手元にしかないのですけれども、「地方都市等における地震対応のガイドライン」は、結構いいものだと思います。東日本大震災が起こる前に検討し始めて中休みして、東日本大震災が起こった後にまとめたのですが、そのときはもう、みんな東日本大震災のことで頭がいっぱいで、実はあまり見ていただけていません。ただ、災害対応全体について、このぐらいの厚さでまとめられていますので、これしか見なくても大丈夫という格好で、非常に良いのではないかと考えております。

まとめ方のイメージについてもお話をさせていただきました。以上です。

○矢守座長

ありがとうございます。時間やフェーズ、もう一つは業務を軸に、全体像が見える形で集約いただくことが、大事だという共通認識の下で、さらに具体的な作業も進めていただいているということだったと思います。どうもありがとうございました。

ご議論はいろいろあると思いますけれども、もう一つのワーキンググループもご報告いただけてから、一括したいと思いますのでお願いします。

次の福祉避難所のワーキンググループは、私自身が取りまとめ役をしておりますので、私が説明すべきところですが、日赤さんに事務局を担当していただいて、こちらの親検討会に西島さんに委員として加わっていただいているので、今日は西島委員からご報告をしていただこうと思います。よろしくお願いします。

○西島委員

それでは、資料6に沿ってご説明をさせていただきます。当ワーキンググループは、9月、10月、11月の計3回、開催をしております。それぞれ課題の議論や関係者のヒアリング、委員のプレゼンテーションも設けております。

1回目では、書いておりませんが、福島県の老人福祉施設協議会の三瓶委員に、東日本大震災の教訓を踏まえて、「緊急避難と輸送のリスク」というタイトルで、プレゼンテーションをしていただきました。また、先進的な福祉避難所の取り組みをされている石川県輪島市の河崎委員からも、「能登半島地震の福祉避難所の設置運営とその後の取り組み」と題して、先進的な取り組みをされている事例のご紹介をしていただきました。

2回目は、前回の振り返りと課題、検討事項に係る有識者のプレゼンテーションをさせていただきました。タイトルにありますように、「災害規模に合わせた実現可能な災害時の要支援者、福祉避難所に向けて」は、横浜市立大の石川委員からプレゼンテーションをしていただきました。

それから、要支援者は、現在は要配慮者という言葉になっておりますが、大学の研究のトリアージの開発プロセスということで、日赤看護大学の小原特任教授からプレゼンテーションをしていただきました。

3回目は、これまでの振り返りをした後に、短い時間でしたが5名の委員の方から、「福祉避難所の設置運営に係る要点の検討」ということで、問題点をご指摘いただきました。

ページをおめくりいただきまして、上の第1回のワーキングでのご指摘とご意見は、5項目に整理をさせていただきます。まず東日本大震災の過去の災害の教訓を踏まえて、要配慮者に対して、福祉避難所の存在自体が知られていないことが問題というご指摘がありました。

2番目として、どのような対象の方がいらっしゃるのか、福祉避難所の対象範囲と位置付けです。これは非常に難しい問題でもあります。先ほど田村委員からもお話がありましたけれども、一般の避難所で、要配慮者を対象としたスペースもあることの問題についても、忘れてはならないことだと思っております。それから、災害の規模、種類に応じた検討、4番目として、福祉避難所の質の向上に関する検討です。地域の協力がないと、行政や福祉施設だけにお任せというわけにはいきません。マニュアルの整理はもちろんですけれども、訓練の定着化に関する課題に問題意識、特に輪島市さんの事例から訓練と検証・見直しを行って、さらにまたブラッシュアップしていくという連続した取り組みの必要性をご指摘いただきました。

第2回のワーキングでも、下の4項目について整理をさせていただいております。設置期間および時間軸を踏まえた検討も必要であります。福祉避難所の開設期間は、法律的には一律に決められていて1週間ですが、状況に応じて一律には難しいのではないかとご意見も承っております。

2番目は、福祉避難所の運営のための外部からの支援。それぞれ要配慮者のケアは、当事者団体や専門職の団体とのつながりが第一である。外部からの支援がないと難しいとい

うこと。3番目は、要配慮者に関する地域での情報共有。そもそも、どのような地域に、どのような要配慮者がいらっしゃるのかという対象者に関する情報の共有です。これは個人情報保護というプライバシーの問題とも、密接に関連がありますけれども、このような情報を共有しておかないと、配慮対象者に支援ができないということが、課題として挙がっております。

4番目は、福祉避難所の開設設置、運営や、定着化に関する具体的な取り組みは、市町村によって一番下の実際の準備や対応状況に差があります。内閣府のアンケート調査の結果によりますと、まだまだ福祉避難所の開設に至っていない、指定しないということで、まずは、どのようにすればできるのかという基本的なところで、市町村も対応を行っていくこと、それから、さらに進んでいるところは応用編として、ガイドラインとしてはそのような書き分けも必要ではないかという貴重なご意見もいただいております。

次の第3回は4ページと5ページですけれども、大変に活発な議論があり、6項目に分かれて整理をさせていただいております。支援者が共通の認識を持って対応できる仕組みづくり、共有すべき情報やルール、決定された事項を明確にすることが、大事ではないかということです。

2番目は、被災地の要配慮者が抱える支援ニーズで、そもそも社会との接点が少ないので、どのように把握していくのか、あるいは、福祉避難所に避難することではなくて在宅避難という問題も、本質的にはあるのではないかというご指摘をいただいております。

3番目の福祉避難所の運営に関しては、市町村だけではなかなか対応できないので、現地の人的なリソースを使いながら、組織化、システム化するための外部からの支援の必要性。外部の支援は、いずれ手を引かなければいけない状況になりますので、現地の人材のリソースをいかに活用していくのか、システム化、組織化の問題をご指摘いただいております。

5ページでは、福祉避難所の設置、5番目は段階的な避難、最後の6番目は取り組み指針等の定着化に関する示唆であり、幅広いご意見とご指摘をいただいたところです。

ページをおめくりいただきまして6ページです。当ワーキンググループでのご指摘とご意見を踏まえて検討課題を抽出して、当ワーキングとしての成果物の反映イメージは、①から③のイメージで作業を進めさせていただきたいと思っております。①が速やかに検討の結果を反映させる事項で、平成20年当時に厚生労働省の補助金を得て、日赤が作成させていただきましたガイドラインがありますが、まずは、これを改定することとしています。

2番目は、より詳細な調査や検討を行うことが必要と考えられる事項は、当ワーキングの報告書としてまとめさせていただきたいこと。それから、3番目は、一般の避難所における要配慮者の対応について、特に考慮すべきことは当親委員会への提案書として取りまとめさせていただきたいと、このように三つの成果物の反映イメージを想定しております。

下の7～9ページが、改定版のガイドラインと三つの成果物に反映すべき項目と内容ですので、それぞれ1回目から3回目のご指摘とご意見を全て網羅する形で、作業をさせて

いただきたいと思います。また、お気付きの点がありましたら、ご教示いただきたいと思います。

先ほどの市域を超えた避難所の取り組みの例もご紹介がありましたように、特に一つの市町村単位で対応できない大規模災害では、例えば、大きい行政単位の都道府県が、福祉避難所だけではないと思いますが、設置運営に向けた広域調整を行うことなども必要なのではないかとご指摘もいただいております。

ただちに県の行政単位が、どのように対応できるかという問題もありますけれども、このようなこともガイドライン、あるいは、ただちに解決できなければ当ワーキングの報告書として、記載させていただければと思っております。10 ページも同じ内容のものを掲げておりますので後ほどご覧いただき、ご意見やご指導をいただければと思っております。以上です。

○矢守座長

ありがとうございます。私も委員として関わってまいりましたので、蛇足かもしれませんが、最後にご説明いただいたことは、例えば、もちろん訓練の段階ですが、高知県さんは、既に複数市町村に渡る福祉避難所の運営設置訓練なども行っておられる事例もあるという含みであります。ありがとうございます。

議事次第4の両方のワーキンググループ共に、どのようなアウトプットイメージを構想されているかについて、ご説明をいただきました。それと密接に関連しますので、全体として検討会のアウトプットイメージがどのようになるかという次の次第5について、事務局から簡単にご説明いただいて、その後に最後にディスカッションにさせていただきたいと思います。では、事務局から、よろしく申し上げます。

○中村参事官

それでは資料7をご覧ください。これからご説明する考え方については、既に双方のワーキンググループにおいて座長ないし事務局から、口頭という形で考え方を披露しているものですが、改めてこの場でご説明したいと存じます。

経緯的なところから申しますと、避難所の管理運営の参考としていただく既存の文書として、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」と、福祉避難所に関して、厚生労働省の補助を受け、日赤がお作りになったガイドラインがあります。

第1回の検討会で、これらは関係が明確ではないということで、事務局としても統合などの見直しが必要ではないかという問題提起をさせていただき、また、特に福祉避難所のワーキンググループにおいても、当初、そのようなイメージで検討を進めていただいた経緯があります。

ただ、今のご報告をお聞きになられてもお分かりかと思うのですが、特に福祉避難所ワーキンググループの実際の議論の状況を見ますと、おかげさまで広いご指摘を

いただいております。その中には、かなり理念や考え方に近いようものから、具体的な細部の取り組みに関わるものまで、いろいろとあります。

仮にこれを当初の一つの考え方のように、既存の二つの文書を統合して書くことにしますと、福祉避難所の内容が非常に詳しいものですから、そこだけ記載が厚くなって全体のバランスが良くなるのか、あるいは、他の部分も同じように、たくさんのことを盛り込んで、やたら分厚いものをつくってしまうことになりかねないので、そのような方向では整理がしにくいと事務局として感じて、座長とも相談をさせていただきました。

そのようなことを踏まえて、新たな整理の仕方考えたのが資料7です。ここでは、既存の取組指針を全体の総括的な位置付けのものと考えた上で、今回の両方のワーキンググループの成果は、具体的には福祉避難所のガイドラインの改訂、それから、質の向上のための避難所運営管理のガイドライン。それから、最終的にはガイドラインという形になるかもしれませんが、災害時のトイレのモデルケースを含めた新しいものを、取組指針の下にそれぞれ体系的に位置付けたほうが、すっきりするのではないかと考えたところです。

ただ、このように文書がいろいろと併存しますと、読む人にとっては、お互いの関係が分かりにくいところは解消されていないこととなります。この点については、最終的に文書として取りまとめる段階で、例えば、取組指針のどこかにきちっとそれぞれの関係を明記したいと思っています。全体の整理をする中で、地方自治体などの関係者に、より使いやすいものにしていければと思っています。以上です。

○矢守座長

ありがとうございました。では、時間も限られておりますので、どの部分からでも結構ですので、一括して委員の皆さまのご意見をぜひよろしくをお願いします。

○寺尾委員

以前に日赤でつくっていただいたガイドラインでも、基本ベースはしっかり書き込めてあると私は認識していますが、田村委員がおっしゃるとおり、いろいろなフェーズと災害の種類によって、対応の仕方が全く違う。特に福祉避難所は、障害の種類など対象者によって対応の仕方が違うことが配慮すべきところであり、近隣ボランティアや全国レベルの関係団体などのバックアップするところが福祉避難所の場合は必要があるだろうと考えます。平素のうちからそれらの機関との連携を構築しておかなければいけない。一般の避難所と福祉避難所は対象者が違うので、複雑にならざるを得ないのではないかということです。

○矢守座長

ありがとうございます。多分、関連すると思うので、西島委員お願いします。

○西島委員

ありがとうございます。福祉避難所は、支援すべき要配慮者が多岐に渡っており、書きぶりが難しいと思います。

ただ、内閣府のアンケート調査結果を踏まえますと、一向に指定が進んでないという事実もあり、1回目の検討会でも島津委員がおっしゃられた過去の災害の教訓が、次になぜ解決しないだろうというものを踏まえて、矢守座長ともご相談しているのですけれども、今回はベーシックで、最低でもこれだけはやりましょう、少しでも改善しましょうというイメージを持って、ここは特に力を入れてガイドラインの改定を進めるべきだと思います。

また、ガイドラインの改訂で終わりではなくて、避難所や福祉避難所のあるべき姿は、どのようなイメージであるかを考えて、そこから逆算して、今年度は、まずはガイドラインの改定、取組指針の改定を行い、次年度以降は、例えば、市町村の行政担当者の研修や訓練、ベーシックなところを県も絡めて実施していこうということで、年次計画なり、中長期の見通しなども、最終的な報告書に明記すべきではないかと思っております。

○矢守座長

ありがとうございます。私も福祉避難所のワーキンググループの一員で、ご意見をいただきましたので、少しだけ言葉を添えさせていただきます。

多様だ、あるいは、なかなか一筋縄ではいかないという趣旨のご意見をいただいたと思います。ワーキンググループとしても、西島委員のご報告にもありましたように、もう一つのワーキンググループとも同じ考え方だと思うのですが、福祉避難所においても時期によって、いろいろと考慮すべきことは違ってきますので、仮にタイムラインと呼ぶとすると、タイムラインに沿った業務や課題の整理をしているところです。

問題は、そこにどうしても遅れが生じる場合もあると思うので、そのような場合でもミニマムでここまではというラインをはっきりさせること、あるいは、逆に災害の規模が小さければ、そのタイムラインを超えて、または、もっと前に進むことも可能なわけですから、その場合はベストプラクティスを見ていただいて、このようなところまで進めることも可能ですということ。

これは進んでいる、遅れているという言い方をするのは、少し語弊があるかもしれませんが、標準的なスタイル、あるいは、標準的に皆さんに心がけていただくところから、差が出てくるところをきっちり書き込むことで、現場で実践的に現実的に使っていただけるガイドラインにしたいという意向は持っているところです。

他には委員の皆さまからのご意見はいかがでしょうか。伊藤委員は初めてでのご遠慮があるかもしれませんが、よろしければぜひ。

○伊藤委員

ありがとうございます。2点の質問と感想が混ざったコメントになるかと思えます。

1点目は広島市さんからのお話の、備蓄と物資が気になっていて、広島市さんが分散備蓄や集中備蓄など、色々と工夫されているというお話でしたが、どこに何がどれくらいあるのか、すぐに把握できるリストだったり、データベースだったり、どのように整理されているのでしょうか。

中西委員から、全国から大量の救援物資が届いたけれども、その整理が大変だったというコメントがありました。私は福祉避難所のワーキングのメンバーですが、こちらはまだ出席できていないのですが、福祉避難所になることが想定される全ての社会福祉施設は、災害時のための食品や毛布、生活必需品について、最近は備蓄することが厳しく義務付けられるようになってきました。第三者評価でも、きちんと備蓄があるか、そのスペースを取っているか、厳しく監査等が入っているようになっていきますので、保育所など通所もそうですし、入所型の施設の高齢者も児童も全て、利用者にとって必要な食品や生活必需品の備蓄があります。ですから、例えば、そのようなものを福祉避難所として、その福祉施設が指定されていなくても、一般避難所に備蓄してあるものが提供できるなど、いろいろな連携の可能性があると思えますので、それぞれの地域で、どこにどのようなものが、どのくらい備蓄されているのか、パッと一覧で分かるかという感想を持ちました。もしかしたら、現状はもうできているのかもしれないですけども、質問と感想の混ざったコメントです。

2点目が、福祉避難所として指定される施設は、高齢者、障害者、児童、通所の施設、入所の施設と多岐に渡っていますが、それぞれの施設の職員は、もともとその施設で生活している人を十分にケアできるだけの人数が配置されているだけであって、避難所に設定されて、その人数を超えるケアの必要な人たちが来たときに、その施設職員だけでは対応できないので、NPOなり、ボランティアなり、人的なスタッフの応援が、かなり必要になってくるかと思えます。

入所型の施設においては、高齢者も児童も同様に、家族が居ないので家族の代わりの役を職員が果たしているという利用者が居る中で、その施設の職員だけに避難所の運営を担わせることはないと思うのですが、その辺をより手厚い人材配置や、ローテーションなど、システマティックな人の配置が必要であるという感想を持ちました。

○矢守座長

ありがとうございます。1点目は、河本さん、中西委員の順番で、2点目はそのような議論が確かワーキングで出ていたかと思えますので、西島委員にコメントをいただければと思います。では、河本さんから。

○河本氏

備蓄の関係ですが、備蓄の数量と種類については、区の防災計画の中で一覧表があり記

載はしておりますが、当日、実際に避難所の運営に当たったスタッフには、そのような状況が十分に周知されていなかったことも聞いております。

具体的にいいますと、例えば、乾パンやアルファ化米であれば、1日どれだけ配ったらいいのかというところまで書いてないので、そのようなところが課題ではないかと認識されておられました。

ですから、数量で、例えば、500人分ありますという全体量は分かりますが、実際にどこをどのように配っていったらいいのかまでは、現場での人までに十分に知らせていないので、今回はそこまで必要性がなかったのが凌げましたが、大災害が起こったときには混乱を招くと感じたところです。

○矢守座長

ありがとうございます。中西委員は今の件、いかがですか。

○中西委員

学校に備蓄倉庫があるのですが、朝、開設したときに毛布を全部運び出しました。毛布の量が適切かということそれはよくわかりませんが、すぐに捌けましたので、後から運んでくるものを次々に配っていた状況です。

避難者があれだけ来られるとは想定していませんでした。ですから、どの基準がいいのかは分かりませんが、本校の地域の規模からすると、もし、地域の方みなさんが本校を目指して避難してこられるのであれば、当然足りないのは、目に見えていると思います。

それから、夕飯の弁当が来るのもすごく遅れて、当初午後5時ぐらいに来るだろうと言われていたのですが、最初の食事を取ったのが夜7時か、8時ぐらいになりました。乾パンは、最初は配っていましたが、基本的にはあまり食べられません。今の食生活も一因でしょうが、どのようなものかいいのかわかりませんが、いざというときに、そういうものが食べられるかということ、そうでもなかった気がします。

○矢守座長

ありがとうございます。では、西島委員に、二つ目の福祉避難所に指定された施設の通常の業務とのバッティングの件についてお願いいたします。

○西島委員

これはご指摘とご意見があり、福祉避難所に指定された施設にとっては、災害時のBCP対応もしなければいけないこともありますし、入所されている方へのケアも大切であります。福祉避難所に指定されて、その他にもすごい数の方々、そこには外部のリソース、支援の仕組み、先ほど組織化とシステム化と申し上げましたが、言葉で言うように簡単ではありませんけれども、第3回の委員の中で、当時、看護協会におりました石井先生の事例。

そこでは組織化のご紹介もありました。システム化の取り組みとして、いずれ外部の支

援は引かなければいけないということもありますので、人的リソースは地域の方々を集めて対応していくということが大切である、そのような問題や課題、事例なども、ご紹介いただきました。前例のない福祉避難所の開設支援という意味では、田村委員がおっしゃったとおり、このような場合はこれが正解だということも、なかなか難しいものがありますので、市町村の方々が分かりやすい事例を少しずつ積み上げていく必要があるという気がいたします。

それから、家族からのご支援の必要性というご意見が出まして、通常福祉避難所の運営側と、地域のコミュニケーションを密にしておき、直接、担当されている職員の方々だけではなく、地域の住民の方々が関わりをもつという方法も必要ではないかというご意見もいただきましたので、ぜひそのような事例も盛り込んでいきたいと思っております。

○矢守座長

ありがとうございます。私も事例や実際の訓練の中で、今のような問題を具体的に感じるものが、一番大事ではないか。卑近な例ですけれども、3,000枚の毛布があると、どのぐらいの重さになるのか、配るのにどのぐらいの時間がかかるのか、具体的に動いてみないと、なかなか分からないところはあります。

福祉避難所のワーキンググループでも、盛んに議論が出ているのですけれども、計画のみならず、実際にどのように運用されたかという事例に学ぶこと、それから、実際に訓練で確かめてみることの重要性まで、きっちり書き込んでいくことが大事で、あるいは、そのような訓練をアシストできるガイドラインにすべきなのだろうと考えております。

そろそろクロージングを念頭に置いてご発言いただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、特段ご意見がないようでしたら、本日は二つのワーキンググループからご報告をいただいた中で、相当程度もう議論を煮詰めていただいていることがご報告から分かりましたし、今後、それぞれのワーキンググループのアウトプットとして、どのようなものを念頭に置いておられるかも了解できました。それを踏まえすと、最終的に親検討会としては、どのようなことをやらなければいけないかという方向性は、ほぼ共有させていただけたのではないかと思います。

それでは、今後、親検討会をどのような段取りと内容で進めていく予定であるかについて、事務局からご説明をお願いして、きょうの会合を閉じたいと思っております。もう一度、事務局から、その他、今後の日程等のご説明をお願いいたします。

○中村参事官

それでは、今後の予定につきまして、詳細は未定ですが、最終的な検討会の開催は年度内の3月7日を考えております。その上で、今日からそれまでの間、親検討会としてどのようにするかについては、今後の質の向上、福祉避難所、それぞれのワーキンググループ

の検討の状況を見つつ、座長とも相談をして判断させていただくことにしたいと思います。今回はこの日と決め打ちできず恐縮ですが、整理がつき次第、ご連絡を差し上げることにさせていただきたいと存じます。

○矢守座長

ありがとうございます。最終回は決まっているけれども、次回と最終回がイコールになる可能性も0ではないという含みで、お聞きいただければと思います。いずれにしましても、事務局からもありましたが、取組指針とガイドラインが2階建ての構造で、取りまとめをさせていただくことになりました。

事務局からもご説明いただきましたけれども、その住み分け、それから、どのように住み分かれているのかを取組指針にきっちり書き込むことであることが重要であると思っていますので、委員の皆さまにもご意見を伺う機会があると思いますが、ご意見を伺いながら最終的な取りまとめを進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

では、委員の皆さまから他に特段なければ、これで本日は終了にしたいと思います。

お忙しいところ、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。これをもちまして、第3回検討会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。